

□社会的養護に関する施設機能の充実

- ・専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保等、子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう、現行の施設機能の在り方の見直しや体制の充実について検討します。

□施設内虐待の防止

- ・改正児童福祉法（平成21年4月施行）を踏まえ、児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止の徹底を図ります。

《定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を推進する》

□定住外国人の子どもに対する就学支援

- ・「定住外国人支援に関する対策の推進について」（平成21年4月）に基づき、経済上の問題から就学が困難となっている定住外国人の子どもたちに対する就学支援を引き続き推進します。

□自死遺児への支援

- ・自殺により家族等を失った遺児への支援を充実するため、自死遺児支援に携わる民間団体等に対する研修の充実を図ります。

《子どもの貧困率への取組を行う》

□子どもの貧困率について

- ・子どもの貧困率について、継続的に調査を行いその状況を把握するなど、必要な対応を進めます。

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

《地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る》

□乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）

- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施するとともに、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業等の適切なサービスの提供を行うなど、切れ目のない支援体制を確立します。

また、出産前において支援を行うことが必要な妊婦に対し、訪問等の支援を行います。

□地域子育て支援拠点の設置促進

- ・子育て家庭等の育児不安に対する相談・指導や、親子が気軽に集うことのできる場を提供するなどの地域の子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）の設置を促進します。

□ファミリー・サポート・センターの普及促進

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの普及促進を図ります。

また、病児・病後児の預かりや送迎等の取組についても普及を図ります。

□一時預かり、幼稚園の預かり保育

- ・就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の一時的に子育てが困難となる際の保育等に対応する一時預かりサービスを拡充するとともに、幼稚園の預かり保育を推進します。

□商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等の活用

・商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等を活用し、地域における子育て支援や親子交流等の機能を担う場の設置を促進します。

□子育て総合支援コーディネーター

・子育て家庭が適切なサービスを選択し利用できるように、市町村における子育て支援総合コーディネート機能の充実を図ります。

《地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進します》

□NPO活動等の地域子育て活動の支援

・地域子育て創生プロジェクト（安心子ども基金）の活用等により、子育て支援活動を行うNPOや育児・子育てサークル等の設立支援や養成、ボランティアの育成などを行い、子育て支援活動に対する地域の多様な活動を支援します。

□地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

・退職者や高齢者等が地域における子育ての担い手として活躍できるよう支援するとともに、世代間交流の促進を図ります。

□企業参加型の子育て支援

・商店街や企業の協賛を得ながら実施しているパスポート等事業を普及させるなど、企業参加型の子育て支援の取組を促進します。

□官民連携子育て人材育成

・子育て支援に関するNPOの活動に従事する者の連携の推進を図るとともに、自治体、経済界、労働界、企業等における仕事と生活の調和や子育て支援を推進するリーダーを育成します。

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように

《子育てに適した住宅・居住環境の確保を図る》

□融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

・子育て世帯が子育てに適した住宅を取得し、又は子どもの成長に応じ、増改築や改修をしやすくできるように、融資や税制等を活用し、子育てに適したゆとりある住宅の確保を図ります。

□良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

・地域優良賃貸住宅制度や民間供給支援型賃貸住宅制度等により、子育て世帯等を対象とした優良な賃貸住宅の供給を支援します。

□公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

・公的賃貸住宅において、事業主体による子育て世帯等に対する当選倍率優遇等の対応を推進します。

□公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

・公的賃貸住宅・団地の建替え等に際し、保育所等との合築・併設を推進します。また、子育て世帯等の居住安定確保に資する先導的取組に係る提案を募集し、その実現・普及を支援します。

□街なか居住等の推進

・職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地などの環境整備を行います。

《安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進する》

□子育てバリアフリーの推進

・ユニバーサル・デザインの考え方を踏まえ、都市公園や公共性の高い建築物、公共交通機関における旅客施設や車両等において、段差の解消や子育て世帯にやさしいトイレの整備等のバリアフ

リー化を推進します。

□道路交通環境の整備

- ・歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図るとともに、あんしん歩行エリアにおける面的な交通事故対策を推進します。

□交通安全教育等の推進

- ・子どもの発達段階に応じた交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底や、幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及などを図ります。

□子ども目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）

- ・子どもの安全・安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出を目指すため、子どもの目線でのものづくりを推進します。

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(11) 働き方の見直しを

《長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る》

□「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組の推進

- ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、政労使、地方公共団体等が密接に連携しながら、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、総合的な取組を推進します。

□長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進

- ・長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等、労働者の健康と生活に配慮

し、多様な働き方に対応できるような労使の自主的な取組（労働時間等の設定の改善）について、事業主等が適切に対処するために必要な事項を定めた「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）を周知します。また、長時間労働の抑制のための重点的な監督指導等を実施します。

□労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業に対する支援・助成

- ・中小企業における労働時間等の設定改善を促進するため、助成金の支給などの支援を行います。

□ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保

- ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度等の企業への制度導入・定着により多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均等・均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性の再就職や就業継続の支援の促進など、多様な働き方を選択できる条件を整備します。

□テレワークの推進

- ・子育てや仕事と生活の調和等の観点から、情報通信技術を活用した、時間と場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークについて普及促進を図ります。

□農業経営体等における女性が働きやすい環境づくりの推進

- ・農山漁村において、仕事と子育ての両立が図られるよう、実態調査や普及啓発等を通じ、子育て期の女性が働きやすい環境づくりを推進します。

《男性の子育てへの関わりを促進する》

□男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス）

- ・父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合に育児休業取得可能期間を延

長する「パパ・ママ育休プラス」（日本版「パパ・クォータ」）などの制度の周知と定着を推進し、男性の育児休業の取得促進を図ります。

父親の育児に関する意識改革、啓発普及
・父親の育児休業に関する啓発資料や育児休業体験記による周知等により、男性の育児に関する意識改革や啓発普及を促進します。

男性の家事・育児に関する意識形成
・男女が協力して家事・育児に参画することの重要性について、若い頃からの教育・啓発を通じて意識形成を図ります。

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

《育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援とともに、子育て女性等の再就職支援を図る》

育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
・育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の免除、子の看護休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、有期契約労働者を含め周知を図るとともに、企業の制度として定着するよう、指導を徹底します。

また、育児休業給付により、育児休業中の経済的支援を行います。

両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備
・両立支援制度を利用しやすい職場環境を整えるとともに、法に定める最低基準を上回る制度の導入を促進するため、事業主に対する助言や助成等の支援を進めます。

育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止
・妊娠・出産、育児休業等の取得などを理由とする解雇その他の不利益な取扱いの防止に向け、周知や相談を充実す

るとともに、企業への指導を徹底します。

また、育児休業申出書及び育児休業取扱通知書を普及し、一層の改善を図ります。

妊娠中及び出産後の健康管理の推進
・企業における妊娠中及び出産後の健康管理の整備を進めるとともに、医師等の指導事項を的確に伝達するための母性健康管理指導事項連絡カードの活用等により、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な健康管理の推進を図ります。

子育て女性等の再就職支援（マザーズハローワーク事業）
・子育て等のために離職した者の再就職を総合的かつ一貫して支援するため、マザーズハローワーク事業による再就職支援の充実を図ります。

男女雇用機会均等の確保による就業継続の支援
・男女が職場で十分に能力を発揮しながら、出産・子育てができる環境整備の観点から、公正公平な人事評価・処遇を含む企業におけるポジティブ・アクションの普及促進を図ります。

《企業等における取組の「見える化」によりもう一段の取組を推進する》

企業経営者等の意識変革
・企業とそこで働く者が、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組めるよう、企業経営者等の意識変革を図るための研修や周知啓発等を図ります。

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進
・企業における次世代育成支援に関する取組が推進されるよう、中小企業を含め、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進し

ます。また、一般事業主行動計画及び企業の次世代育成支援の取組全体の公表を促進します。

□次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進

- ・次世代認定制度及び次世代認定マーク（くるみん）の広報・周知に努め、企業が認定の取得を目指して、次世代育成支援対策の取組に着手するようインセンティブを高めます。

また、認定企業の取組の好事例について、幅広く発信し、更なる企業の次世代育成支援の取組を促進します。

□顕彰制度等による積極的取組企業の社会的な評価の推進

- ・「均等・両立推進企業表彰」（ファミリー・フレンドリー企業部門表彰など）の顕彰制度等により、積極的取組企業の社会的な評価を推進します。

□入札手続等における対応

- ・仕事と生活の調和等の企業の取組を促進するため、入札手続時において競争制限的とならないよう留意しつつ企業努力を反映するなど、インセンティブを付与することについて、検討します。